

(19)日本国特許庁 (J P)

(12) 公 開 特 許 公 報 (A)

(11)特許出願公開番号

特開2002 - 65642

(P2002 - 65642A)

(43)公開日 平成14年3月5日(2002.3.5)

(51) Int.Cl. ⁷	識別記号	F I	テ-マコード [*] (参考)
A 6 1 B 5/117		A 6 1 B 5/00	G 4 C 0 3 8
5/00		G 0 6 F 17/30	170 Z 5 B 0 7 5
G 0 6 F 17/30	170	17/60	126 E
17/60	126	A 6 1 B 5/10	322

審査請求 未請求 請求項の数 4 O L (全 8 数)

(21)出願番号 特願2000 - 259425(P2000 - 259425)

(22)出願日 平成12年8月29日(2000.8.29)

(71)出願人 000000376

オリンパス光学工業株式会社

東京都渋谷区幡ヶ谷2丁目43番2号

(72)発明者 鈴木 克哉

東京都渋谷区幡ヶ谷2丁目43番2号 オリンパス光学工業株式会社内

(72)発明者 大森 真一

東京都渋谷区幡ヶ谷2丁目43番2号 オリンパス光学工業株式会社内

(74)代理人 100076233

弁理士 伊藤 進

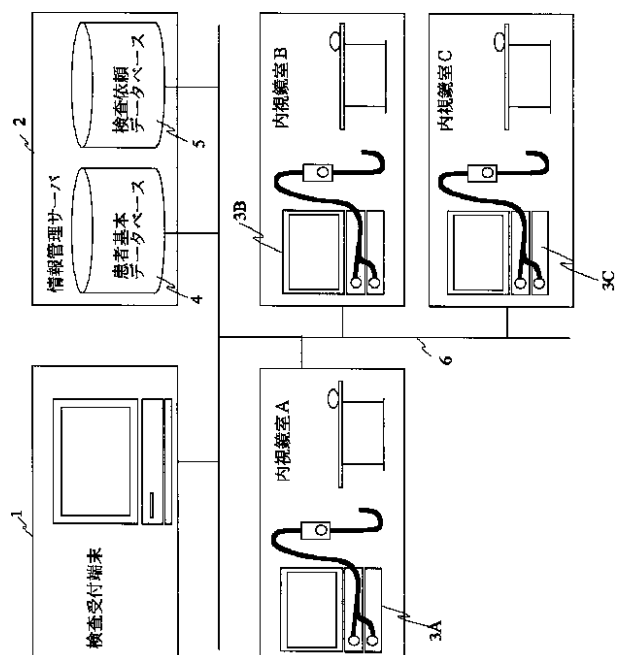
最終頁に続く

(54)【発明の名称】 医療用検査システム

(57)【要約】

【課題】 患者本人と患者情報の照合を迅速かつ確実に行う。

【解決手段】 病院内でのネットワークを介した情報管理システムは、検査受付端末1と情報管理サーバ2とがネットワーク6を介してつながれて構成される。情報管理システムは、内視鏡検査を行う内視鏡室A、B、Cといった内視鏡室もつながれており、内視鏡検査室内の内視鏡装置3A、3B、3Cといった内視鏡装置がネットワーク6を介してつながれている。情報管理サーバ2には患者基本情報と検査依頼情報を管理保存できる患者基本データベース4と検査依頼データベース5が構成されている。



【特許請求の範囲】

【請求項 1】 患者データを記憶する患者データ記憶手段と、

患者固有の検索情報を入力する検索情報入力手段と、
前記検索情報入力手段で入力された前記検索情報に基づき、該検索情報と対応する前記患者データを検索する検索手段と、
前記検索手段で検索された前記患者データが前記患者固有の患者データであることを確認入力する確認入力手段と、
前記確認入力手段の入力に基づき動作を開始する動作制御手段とを具備したことを特徴とする医療用検査システム。

【請求項 2】 患者固有の検索情報を入力する検索情報入力行程と、
前記検索情報入力行程で入力された前記検索情報に基づき、患者データを記憶する患者データ記憶手段から前記検索情報と対応する前記患者データを検索する検索行程と、
前記検索行程で検索された前記患者データが前記患者固有の患者データであることを確認入力する確認入力行程と、
前記確認入力行程の入力に基づき動作を開始する動作制御工程とを具備したことを特徴とする医療検査方法。

【請求項 3】 患者データを記憶する患者データ記憶手段と、
患者固有の検索情報を入力する検索情報入力手段と、
前記検索情報入力手段で入力された前記検索情報に基づき、該検索情報と対応する前記患者データを検索する検索手段と、
前記検索手段で検索された前記患者データを表示する患者データ表示手段と、
前記患者データ表示手段で表示された前記患者データが、前記患者固有の患者データであることを確認入力する確認入力手段と、
前記確認入力手段の入力に基づき動作を開始する動作制御手段とを具備したことを特徴とする医療用検査システム。

【請求項 4】 患者データを記憶する患者データ記憶手段と、
患者固有の検索情報を入力する検索情報入力手段と、
前記検索情報入力手段で入力された前記検索情報に基づき、該検索情報と対応する前記患者データを検索する検索手段と、
患者に特有の特徴情報を検出する特徴情報（指紋など）検出手段と、
前記特徴情報検出手段で検出された前記特徴情報と前記検索手段で検索された前記患者データとが対応することを確認入力する確認入力手段と、
前記確認入力手段の入力に基づき動作を開始する動作制

御手段とを具備したことを特徴とする医療用検査システム。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】本発明は医療用検査システム、更に詳しくは患者情報の照合部分に特徴のある医療用検査システムに関する。

【0002】

【従来の技術】従来、病院での検査時に患者のアレルギー情報等を参考に検査方法や薬品の選定を行っていた。この時、患者のアレルギー情報等は患者さんのカルテ情報などを確認して行っていた。

【0003】さらに、最近では医療情報をコンピュータ管理することで、患者情報、検査依頼内容、指示事項など多くのデータ確認が参照可能となっている。

【0004】

【発明が解決しようとする課題】しかしながら、検査時には患者本人の情報を確実に得る必要があるため、患者本人と患者情報の照合作業が煩雑となり、特に多くの患者を次々に検査していく際においては、患者本人と患者情報の迅速な照合を行うことが難しいといった問題がある。

【0005】また、外来の受付時に診察券などを提出して受け付けを済ませるが、患者自身が診察券を間違えて持ってきたりすると、患者本人と患者情報の照合に多くの時間が費やされるといった問題もある。

【0006】本発明は、上記事情に鑑みてなされたものであり、患者本人と患者情報の照合を迅速かつ確実に行うことのできる医療用検査システムを提供することを目的としている。

【0007】

【課題を解決するための手段】本発明の医療用検査システムは、患者データを記憶する患者データ記憶手段と、患者固有の検索情報を入力する検索情報入力手段と、前記検索情報入力手段で入力された前記検索情報に基づき、該検索情報と対応する前記患者データを検索する検索手段と、前記検索手段で検索された前記患者データが前記患者固有の患者データであることを確認入力する確認入力手段と、前記確認入力手段の入力に基づき動作を開始する動作制御手段とを具備して構成される。

【0008】

【発明の実施の形態】以下、図面を参照しながら本発明の実施の形態について述べる。

【0009】図 1 ないし図 4 は本発明の第 1 の実施の形態に係わり、図 1 は情報管理システムの構成を示す構成図、図 2 は図 1 の情報管理システムにおける検査受付端末での各項目の入力作業を説明するフローチャート、図 3 は図 1 の情報管理システムにおける患者による内視鏡検査をする際の情報確認作業を説明するフローチャート、図 4 は図 1 の情報管理システムにおける検査受付端

末での各項目の入力作業を説明する説明図である。

【0010】病院内でのネットワークを介した本実施の形態の情報管理システムは、図1に示すように、検査受付端末1と情報管理サーバ2とがネットワーク6を介してつながれて構成される。

【0011】さらに、情報管理システムは、内視鏡検査を行う内視鏡室A、B、Cといった内視鏡室もつながれており、内視鏡検査室内の内視鏡装置3A、3B、3Cといった内視鏡装置がネットワーク6を介してつながれている。

【0012】その他、必要なデータベース、端末もネットワーク上にアクセス可であり、それらの構成により院内LANが構築できる。

【0013】情報管理サーバ2には患者基本情報と検査依頼情報を管理保存できる患者基本データベース4と検査依頼データベース5が構成されている。

【0014】検査受付端末1は例えば各科に設置されており、ここでは内視鏡科の検査受付端末として設置してある。

【0015】検査受付端末1での各項目の入力作業を図2を用いて説明する。また参照図として図4を用いる。

【0016】ステップS1：検査受付端末1により、患者の氏名、生年月日、性別などの患者基本情報を入力する。入力された患者基本情報は患者IDなどの管理番号により管理されて情報管理サーバ2の患者基本データベース4に保管される。

【0017】ステップS2：患者から受けた問診内容の入力により、患者の病歴、アレルギーなどの検査依頼情報を情報管理サーバ2の検査依頼データベース5に保管する。

【0018】さらに、患者の検査受付けをした場合、図示されていないネットワーク6上に接続されたスケジュール管理サーバなどにアクセスすることで、どの患者を何時、どの内視鏡検査室で検査可能か検索が出来、スケジュールの予約をすることが可能である。

【0019】その際、患者ごとに決められた検査方法の指示内容や前処置内容なども検査受付端末1から検査依頼情報として入力できる。

【0020】ステップS3：それらの内容を患者IDなどのID番号により関連付けて保管することで検査の受付予約準備を終了する。

【0021】以上のように、登録された情報を使って検査開始時に情報を確認し、検査方法に従った処置等を行う。

【0022】図3を使って、患者が内視鏡検査をする際の情報確認の方法を説明する。

ステップS11：検査受付端末1により患者氏名、検査予約番号等を入力し、関連する患者基本情報と検査依頼情報を検索し読み出す。ここでは患者基本情報、検査依頼情報は患者IDのようなID番号で関連付けられてい

るので、一方の情報のキーワードを入力することで関連付けられて両方の情報を読み出すことが可能である。

【0023】ステップS12：読み出された患者基本情報、検査依頼情報は検査受付端末1に表示される。

【0024】ステップS13：表示された情報をドクターやナースが確認し内視鏡室の予約状況も確認する。既に受付時に図示されないスケジュール管理サーバなどを利用し予約していればその内視鏡室を、予約できていなければこの時点で内視鏡室を決定する。

10 【0025】尚、入力ミスにより間違ったデータが表示された場合はステップS11に戻り正しいキーワードを入力する。

【0026】ステップS14：次にステップS13で表示、確認された患者基本情報を利用する内視鏡室へ転送する。

【0027】ステップS15：例えば内視鏡室Aに転送された患者基本情報は内視鏡装置Aの内視鏡モニタに表示される。

【0028】ステップS16：表示された患者基本情報には氏名、生年月日、性別など患者個人を認識する情報が書かれているので、本人が内視鏡モニタ上で表示された情報が本人のものか確認する。

【0029】ステップS17：内視鏡モニタ上で表示された情報の確認済みを入力する。患者自身が本人の情報と確認出来れば、正しい情報として関連付けられた検査依頼情報も判断できる。

【0030】ステップS18：患者基本情報に関連付けられた検査依頼情報（アレルギー情報、疾患情報、検査手順情報）に基づき内視鏡検査を実施する。

30 【0031】このように本実施の形態によれば、検査を実施する際に検査を実施する検査装置に患者名等の患者識別が可能な情報を表示し、患者自身が確認するので、患者本人と患者情報の照合を迅速かつ確実に行うことができ、これにより、簡易的且つ確実に検査依頼情報に基づく検査を実施することが出来る。

【0032】また、本実施の形態では、内視鏡室にて、患者と患者情報の照合を行うには、患者自身が確認し、確認入力を行う形としたが、患者自身が携帯する診察券上の磁気データやバーコードを検査装置に接続されたリーダーで読み取って照合の確認入力としてもよい。

【0033】また、診察券の他にも、受付時に患者に照合用データが書き込まれたりリストバンド等を渡しておき、同様にリーダーで照合を行うといった方法も考えられる。

【0034】なお、本実施の形態では上述したように、患者基本情報と検査依頼情報は情報管理サーバ2の患者基本データベース4、検査依頼データベース5に関連付けて管理されている。

【0035】2つの情報が関連付けられて保管されているのは、言い換えるとデータベース内で別テーブルにそ

れぞれの情報（データ）が保管されていることになる。

【0036】ところが、関連付けられたテーブル間のリンクがずれたりすると患者基本情報を確認しただけでは検査依頼情報が正しくないことになる。

【0037】そこで、本実施形態の形態の変形例として、検査依頼情報用のテーブルにもチェック用の患者名などを入力し、その名前を検査装置に表示することで患者自身に確認してもらう。

【0038】図2、図3を用いて説明すると、図2においてステップS2の検査依頼情報入力時に患者基本情報の一部である患者名も入力したり、ステップS3で関連付けて患者基本情報と検査依頼情報を保管する際に、関連付けと共に患者基本情報の患者名などの項目にあるデータを検査依頼情報にコピーしてから保管してもよい。

【0039】その後、検査時に情報確認を行う時は図3のステップS14までは本実施の形態と同様であるが、ステップS15で患者基本情報に関連付けられた検査依頼情報に書かれた患者名などのデータを確認用として内視鏡検査装置のモニタに表示する。

【0040】このように、検査依頼情報に追加された患者名などの情報を患者自身が確認して本人のものと判断する。

【0041】このようなステップで確認するとデータ間のリンクがずれてしまっても、検査依頼情報そのものに患者識別可能なデータの一部が表示されるため、正確に確認が出来る。

【0042】図5ないし図7は本発明の第2の実施の形態に係わり、図5は情報管理システムの構成を示す構成図、図6は図5の情報管理システムにおける顔情報の取込み作業を説明するフローチャート、図7は図5の情報管理システムにおける顔情報を入力した際の患者判断作業を説明するフローチャートである。

【0043】第2の実施の形態は、第1の実施の形態とほとんど同じであるので、異なる点のみ説明し、同一の構成には同じ符号をつけ説明は省略する。

【0044】第2の実施の形態では、特に外来受付けなどで患者が診察券を提出して受付け処理する際の例を上げて説明を行う。

【0045】図5に示すように、患者が診察券14を提出すると、診察券14に書かれた情報もしくは磁気データなどとして登録された情報を基に受付けを行う。診察券14から得られた情報により受付けでは受付端末11を操作し患者基本情報を情報管理サーバ12から読み出す。

【0046】また、受付けを終えるとその情報を基に患者のカルテを出したりといった準備を行う。

【0047】ここで、従来患者が間違えて家族などの診察券14を持ってきていないか等は受付担当者が個人的に覚えていない限り、それが本人の診察券14であるかを本人自身に確認する手間が必要であった。

【0048】受付端末11はネットワーク6を介して情報管理サーバ12とつながれている。例えば、診察券14から得られる患者情報（ID番号や氏名）を受付端末11に入力するとその患者の患者基本情報を情報管理サーバ12から検索し読み出すことができる。

【0049】受付端末11には静止画を撮影可能なカメラ13が接続されており、患者の顔情報を画像として取込むことができる。なお、カメラ13はネットワーク6を介して接続するようにしてもよい。

【0050】顔情報の取込み手順に関して図6のフローを用いて説明する。

ステップS21：カメラ13を用いて患者の顔を撮影する。撮影した顔情報を静止画として受付端末11に取込む。

【0051】ステップS22：受付端末11にて患者情報を入力し、初期入力か再入力か検索する。

【0052】ステップS23：初期入力であれば患者基本情報として更に必要事項を加えて入力する。

【0053】ステップS24：既に登録があれば情報管理サーバ12から該当する患者基本情報を読み出す。

【0054】ステップS25：カメラ13で取込んだ顔情報と新規入力もしくは読み出した既患者基本情報に関連付けて情報管理サーバ12に保管する。

【0055】ここで、ステップS23は初診時などで診察券14を作る場合であり、ステップS24は顔情報を更新する時である。

【0056】また、ステップS22の判断は患者情報（氏名等）だけを入力し、患者基本情報と比較検索してもよいし、受付担当者が診察券14の有無（初診か否か）で判断して選択してもよい。

【0057】さらにステップS25で保管する顔情報は情報管理サーバ12に保管してもよいし、診察券14に記録してもよい。

【0058】次に顔情報を入力した際の患者判断手順を図7のフローを用いて説明する。

ステップS31：受付端末11にて診察券に基づく（読み取れる）患者基本情報を入力する。

【0059】ステップS32：入力された患者基本情報に基づき顔情報を情報管理サーバ12から検索し受付端末11に表示する。

【0060】ステップS33：表示された顔と受付に来た本人とを比較し診察券14が本人のものであることを確認する。

【0061】ステップS34：診察券14が本人のものであることを確認されると、カルテ準備等の次の作業に移行し処理を終了する。

【0062】ここで、ステップS31で顔情報が診察券14に記憶されている場合、図示されないカードリーダーに診察券14を通すことで顔情報を読み出し受付端末11に表示するようにしてもよい。

【0063】また、ステップS33で得られた顔情報が違うと判断された場合、本人に確認し正しい患者基本情報を入力し直すこともできる。この場合、顔情報と共に関連付けられた患者基本情報を情報管理サーバ12から一緒に読み出し受付端末11に表示すれば、カルテの準備等も簡単にできる。

【0064】以上のように本実施の形態では、初診時に患者はカメラ13により顔情報を取込み、診察券14を作成してもらう。この時、顔情報を診察券14に記録してもよいし、情報管理サーバ12に保管してもよい。

【0065】このように、顔情報を保管することで次回受付時に診察券14を受付けると同時に顔情報を読み出し表示できるので顔情報を見て本人のものであることが確認できる。

【0066】また、任意に顔情報を書き換えられるので時間の経緯と共に変わる患者の顔を適宜最新の顔情報として保管できる。顔情報を表示することで簡単に確実に本人の患者基本情報を読み出せるので、患者本人と患者情報の照合を迅速かつ確実に行うことができる。

【0067】また、患者本人が意識がなかったり、口を利けない状態、本人に確認できない状況であっても診察券14を持っていたり、何がしかの患者情報を入力できれば顔情報を表示し確認できるので有効である。

【0068】図8ないし図10は本発明の第3の実施の形態に係わり、図8は情報管理システムの構成を示す構成図、図9は図8の情報管理システムにおける指紋情報の取込み作業を説明するフローチャート、図10は図8の情報管理システムにおける指紋情報を入力した際の患者判断作業を説明するフローチャートである。

【0069】第3の実施の形態は、第1の実施の形態とほとんど同じであるので、異なる点のみ説明し、同一の構成には同じ符号をつけ説明は省略する。

【0070】この実施の形態では、患者本人を確認するために指紋情報を用いて確認するものであり、第2の実施の形態で顔情報をカメラで取込んでいた代わりに、指紋読取装置で指紋を読取り保管、比較するものである。

【0071】図8を用いて本システムを説明する。

【0072】受付端末21はネットワーク6を介して情報管理サーバ22とつながれている。

【0073】受付端末21には指紋読取装置23がつながれている。尚、指紋読取装置23は直接受付端末21に接続されても、ネットワーク6を介してつながれてもよい。その際、図示されないパーソナルコンピュータにより指紋読取装置23を制御してももちろんよい。

【0074】指紋読取装置23は、患者が指先を受信部に押し当てることで指先の指紋を読取り、指紋情報として例えば情報管理サーバ22に保管される。その際、指紋データは患者基本データと関連付けられて保管される。

【0075】また、診察券を作成する際に診察券24に

指紋データを記録してもよい。この際、記録は磁気データとしてや診察券に貼り付けられるICチップ25内に記録される。

【0076】指紋情報の取込みに手順に関して図9のフローを用いて説明する。

【0077】ステップS41：指紋読取装置23を用いて患者の指紋を読み取る。読み取った情報を取込む。

【0078】ステップS42：受付端末21にて患者情報を入力し、初期入力か再入力か検索する。

【0079】ステップS43：初期入力であれば患者基本情報として更に必要事項を加えて入力する。

【0080】ステップS44：指紋読取装置23で取込んだ指紋情報と新規入力もしくは読み出した既患者基本情報を関連付けて情報管理サーバ22に保管する。また指紋情報は診察券24に保管してもよい。

【0081】次に指紋情報を読み取った際の患者判断手順を図10のフローを用いて説明する。

【0082】ステップS51：受付端末21にて診察券24に基づく（読み取れる）患者基本情報を入力する。

【0083】ステップS52：患者基本情報から関連付けられる指紋情報を情報管理サーバ22から検索する。指紋情報が診察券24に保管されている場合は、そのまま読み出す。

【0084】ステップS53：読み出された指紋情報を受付端末21に表示する。

【0085】ステップS54：指紋読取装置23から患者の指紋を読み取る。

【0086】ステップS55：診察券24の情報に基づく指紋情報と、今読み取った指紋情報を一致検索する。

【0087】ステップS56：検索した指紋と今読込んだ患者の指紋が一致すれば、患者基本情報は今受付けた患者自身のものと判断でき、これにより正しいカルテなどの準備が行える。

【0088】また、指紋情報が一致しない場合は、診察券24が本人のものでないと判断でき、本人から患者基本情報を確認できる時は聞いて、再入力することで正しい患者基本情報を取り出すことができる。

【0089】このように、指紋情報を保管することで次回受付時に診察券24を受付けると同時に指紋情報を読み出し、今受付けた本人の指紋と比較表示できるので簡単に本人のものであることが確認できる。また、確実に本人の患者基本情報を読み出せるので、患者本人と患者情報の照合を迅速かつ確実に行うことができる。

【0090】さらに患者本人が意識がなかったり、口を利けない状態、本人に確認できない状況であっても診察券24を持っていたり、何がしかの患者情報を入力できれば指紋情報を表示でき、患者さんの指を指紋読取装置23にさえ当てることが出来れば、今いる本人の指紋情報を読取り、比較確認できるので有効である。

【0091】

【発明の効果】以上説明したように本発明によれば、患者本人と患者情報の照合を迅速かつ確実に行うことができるという効果がある。

【図面の簡単な説明】

【図 1】本発明の第 1 の実施の形態に係る情報管理システムの構成を示す構成図

【図 2】図 1 の情報管理システムにおける検査受付端末での各項目の入力作業を説明するフローチャート

【図 3】図 1 の情報管理システムにおける患者による内視鏡検査をする際の情報確認作業を説明するフローチャート

【図 4】図 1 の情報管理システムにおける検査受付端末での各項目の入力作業を説明する説明図

【図 5】本発明の第 2 の実施の形態に係る情報管理システムの構成を示す構成図

【図 6】図 5 の情報管理システムにおける顔情報の取込*

*み作業を説明するフローチャート

【図 7】図 5 の情報管理システムにおける顔情報を入力した際の患者判断作業を説明するフローチャート

【図 8】本発明の第 3 の実施の形態に係る情報管理システムの構成を示す構成図

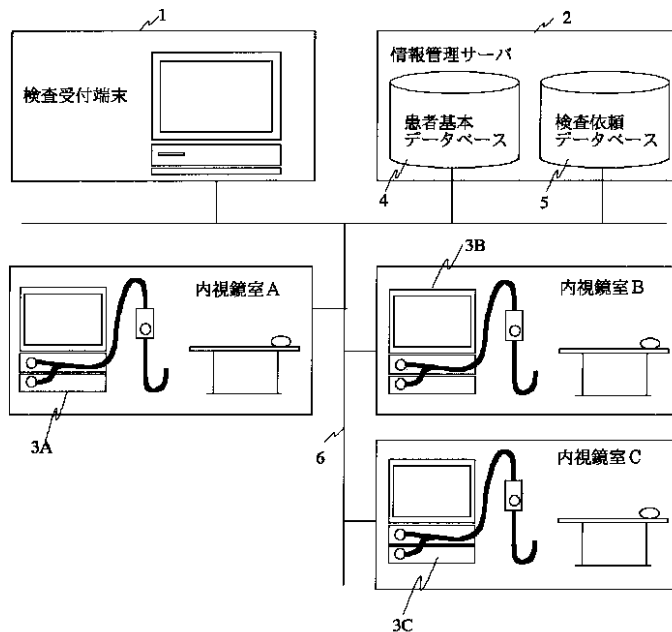
【図 9】図 8 の情報管理システムにおける指紋情報の取込み作業を説明するフローチャート

【図 10】図 8 の情報管理システムにおける指紋情報を入力した際の患者判断作業を説明するフローチャート

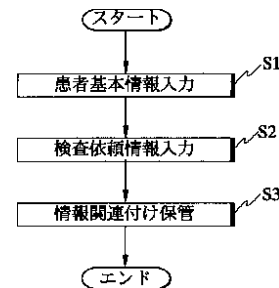
【符号の説明】

- 1 ...検査受付端末
- 2 ...情報管理サーバ
- 3 A、3 B、3 C ...内視鏡装置
- 4 ...患者基本データベース
- 5 ...検査依頼データベース
- 6 ...ネットワーク

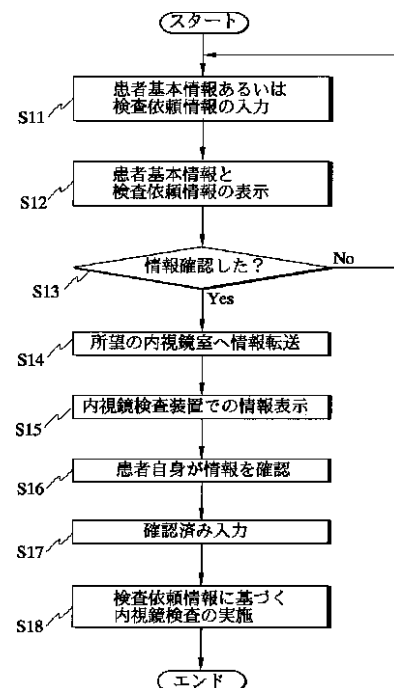
【図 1】



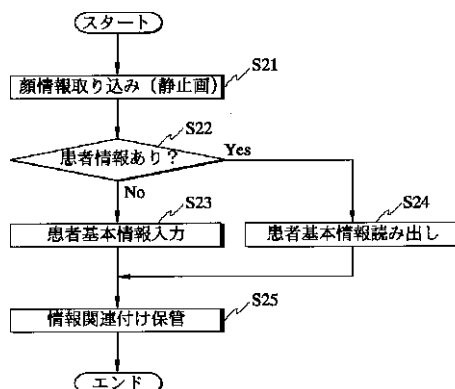
【図 2】



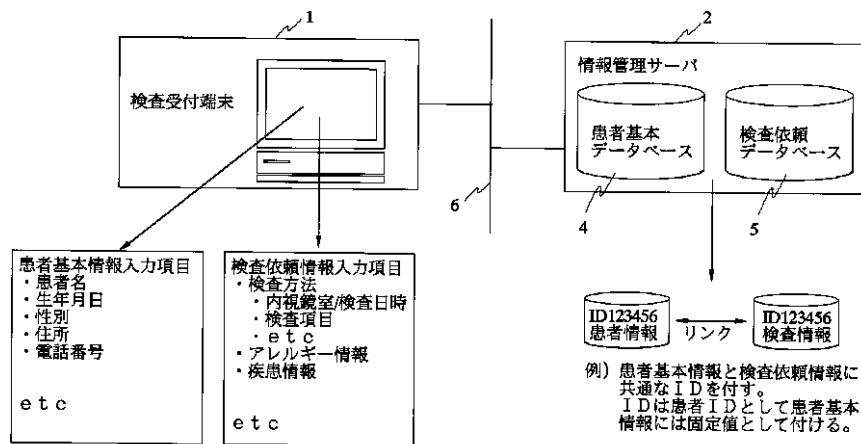
【図 3】



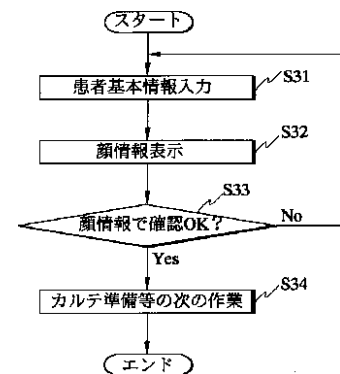
【図 6】



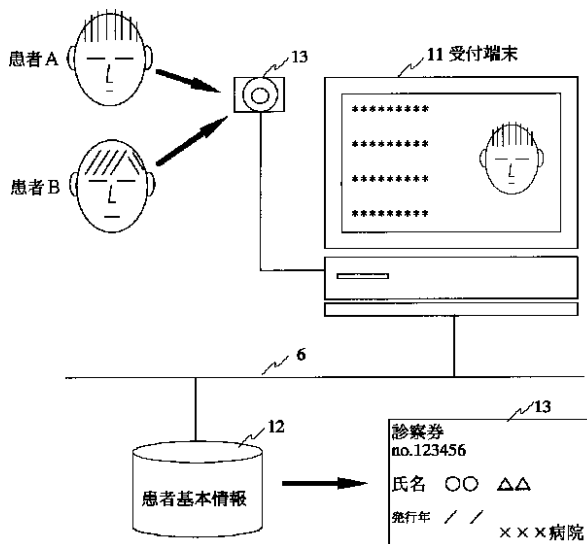
【図4】



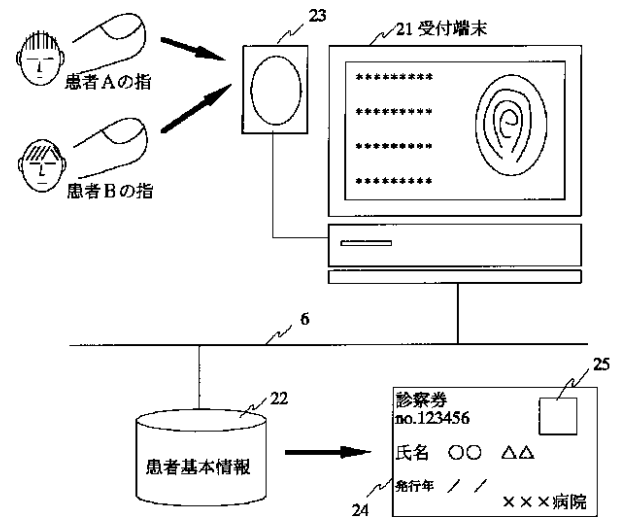
【図7】



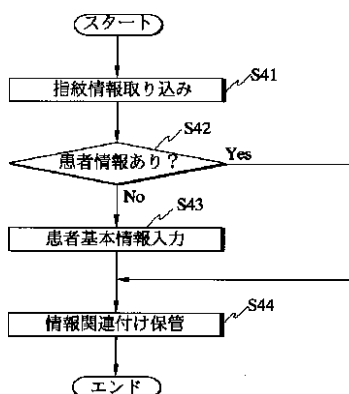
【図5】



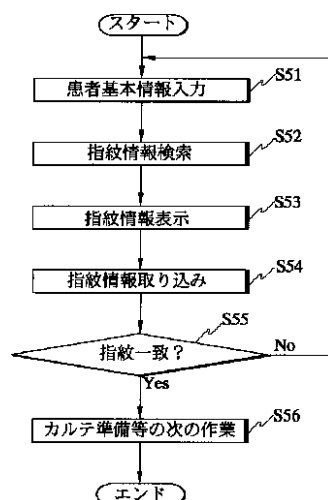
【図8】



【図9】



【図10】



フロントページの続き

(72)発明者	尾本 昌和	F ターム(参考)	4C038 FF01 FF05 FG00
	東京都渋谷区幡ヶ谷 2 丁目43番 2 号	オリ	5B075 KK07 KK13 KK33 KK37 ND03
	ンパス光学工業株式会社内		ND06 ND20 ND23 ND36 PP12
(72)発明者	山口 征治		PP30 PQ02 PQ13 UU27 UU28
	東京都渋谷区幡ヶ谷 2 丁目43番 2 号	オリ	UU29
	ンパス光学工業株式会社内		

专利名称(译)	医疗检查系统		
公开(公告)号	JP2002065642A	公开(公告)日	2002-03-05
申请号	JP2000259425	申请日	2000-08-29
[标]申请(专利权)人(译)	奥林巴斯株式会社		
申请(专利权)人(译)	オリンパス光学工業株式会社		
[标]发明人	鈴木克哉 大森真一 尾本昌和 山口征治		
发明人	鈴木 克哉 大森 真一 尾本 昌和 山口 征治		
IPC分类号	A61B5/00 A61B5/117 G06F17/30 G06Q50/22 G06F17/60		
FI分类号	A61B5/00.G G06F17/30.170.Z G06F17/60.126.E A61B5/10.322 A61B5/10.364 A61B5/1172 G06F16/00 G06Q50/22 G06Q50/22.104 G16H10/00 G16H20/00		
F-TERM分类号	4C038/FF01 4C038/FF05 4C038/FG00 5B075/KK07 5B075/KK13 5B075/KK33 5B075/KK37 5B075/ND03 5B075/ND06 5B075/ND20 5B075/ND23 5B075/ND36 5B075/PP12 5B075/PP30 5B075/PQ02 5B075/PQ13 5B075/UU27 5B075/UU28 5B075/UU29 4C117/XA07 4C117/XB06 4C117/XB07 4C117/XC14 4C117/XC20 4C117/XD17 4C117/XE34 4C117/XE60 4C117/XE65 4C117/XF17 4C117/XF18 4C117/XF22 4C117/XG02 4C117/XG34 4C117/XG45 4C117/XH16 4C117/XJ03 4C117/XJ09 4C117/XJ13 4C117/XJ14 4C117/XJ27 4C117/XL01 4C117/XL03 4C117/XL13 4C117/XL15 4C117/XL22 4C117/XL26 4C117/XQ03 4C117/XQ07 4C117/XQ18 4C117/XR05 5L099/AA03		
代理人(译)	伊藤 进		
外部链接	Espacenet		

摘要(译)

要解决的问题：快速可靠地将患者与患者信息进行核对。通过经由网络6连接检查接收终端1和信息管理服务器2来配置经由医院中的网络的信息管理系统。信息管理系统还连接到用于执行内窥镜检查的内窥镜室A、B和C，以及内窥镜检查室中的内窥镜设备3A、3B和3C。通过网络连接6。信息管理服务器2由患者基本数据库4和检查要求数据库5组成，它们可以管理和存储患者基本信息和检查要求信息。

